

果樹における生産構造・経営の実態及び検証

平成 16 年 4 月
農 林 水 産 省

目 次

1 果樹農業の生産の現状

(1) 果樹産地の現状

①	果樹農家数	・ ・ ・	1
②	果樹農業従事者数	・ ・ ・	2
③	果樹農家の後継者数	・ ・ ・	3
④	果樹農業への新規就農者数	・ ・ ・	3
⑤	果樹農家の面積規模別農家数	・ ・ ・	4
⑥	栽培面積の推移	・ ・ ・	5
⑦	耕作放棄の現状	・ ・ ・	6
⑧	果樹産地の規模	・ ・ ・	7

(2) 果樹農家の経営の現状

①	産出額における果樹農家類型別シェア	・ ・ ・	8
②	果樹農家における果樹部門の位置付け	・ ・ ・	9
③	農産物販売金額規模別農家数	・ ・ ・	10
④	果樹農家の総所得	・ ・ ・	11

2 産地の維持・強化に向けた取組の現状

(1) 園地の基盤整備

園地の基盤整備に関する産地の取組事例	・ ・ ・	13
	・ ・ ・	14

(2) 園地流動化

①	果樹農家の面積規模の推移	・	・	・	1	5
②	園地の貸借・売買の現状	・	・	・	1	6
③	園地流動化の阻害要因	・	・	・	1	7
－	園地流動化に向けた産地の取組事例－	・	・	・	1	8

(3) 労働力の調整

①	果樹栽培の労働時間	・ ・ ・	19
②	果樹栽培における雇用労働の現状	・ ・ ・	20
－労働力の調整に向けた産地の取組事例－		・ ・ ・	21

3 果樹生産・果樹経営の課題

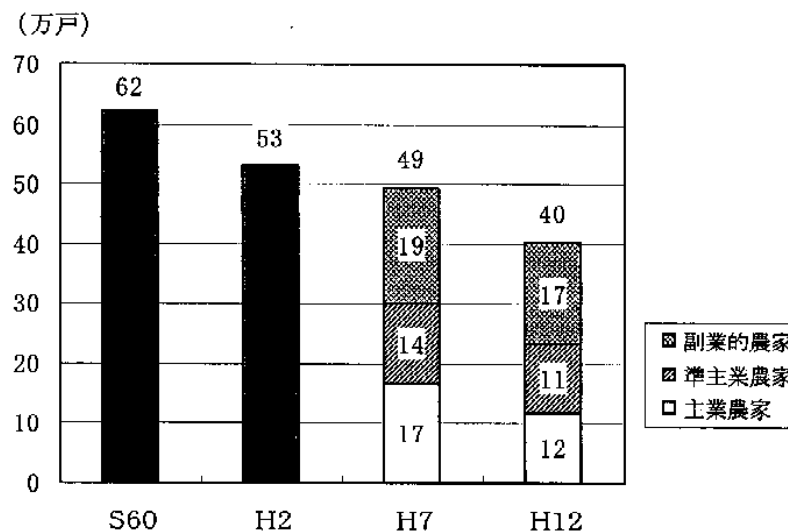
1 果樹農業の生産の現状

(1) 果樹産地の現状

① 果樹農家数

- 果樹栽培農家数は、昭和60年は62万戸あったが、その後一貫して減少し、平成12年には40万戸となっている。
- 特に、平成2年から平成7年の減少は4万戸だったものの、平成7年から平成12年にかけては、9万戸減少しており、そのうち5万戸は主業農家の減少によるものとなっている。

○ 果樹栽培農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注1)「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

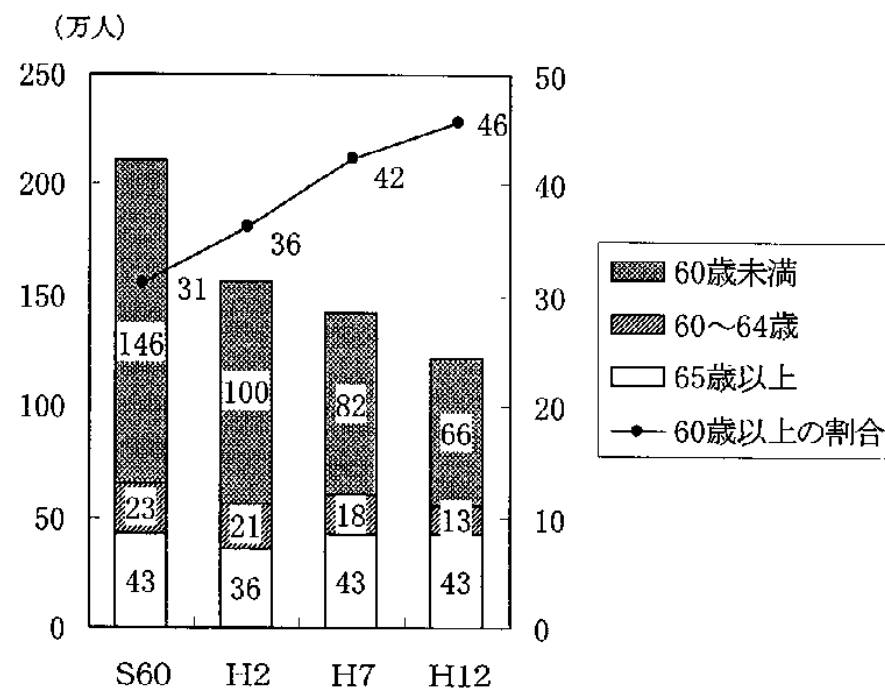
2)「準主業農家」とは、農外所得が主で、65歳未満の農業従事が60日以上の方がいる農家をいう。

3)「副業的農家」とは、主業農家、準主業農家以外の農家をいう。

② 果樹農業従事者数

- 果樹農業従事者数についても、果樹栽培農家数と同様に減少を続けており、昭和60年は211万人であったが、平成12年には121万人まで減少している。
- そうした中、年齢別の推移を見ると、60歳以上の従事者の割合は、昭和60年の31%から平成12年には46%まで上昇しており、高齢化の進行が見られる。

○ 果樹農業従事者数の推移

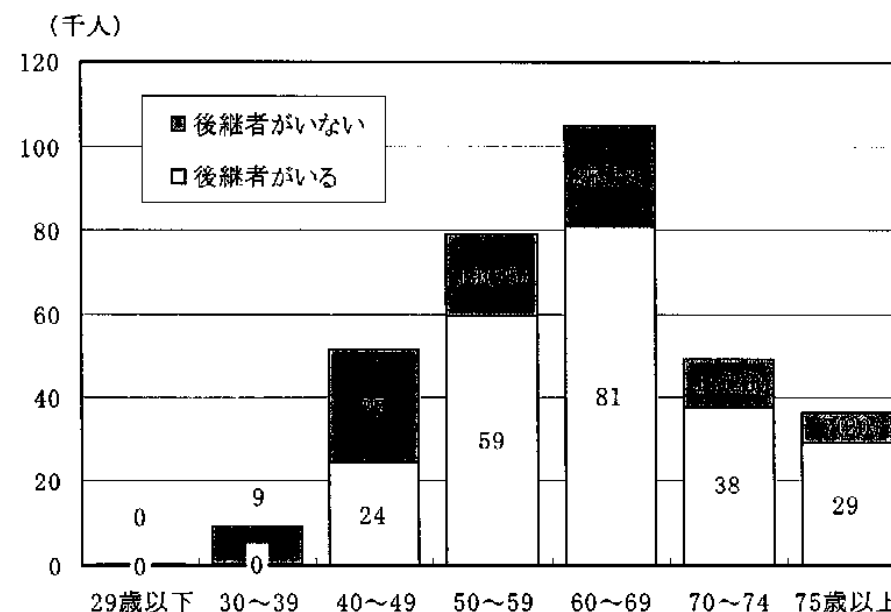


資料：農林水産省「農林業センサス」

③ 果樹農家の後継者数

- 果樹農業経営者数を年齢別で見ると、60～69歳の経営者が最も多く、60歳以上の経営者の合計は全体の5割超を占めており、高齢化が進行している状況にある。
- また、60歳以上の階層では、後継者のいる経営者が約8割いるものの、20代～40代の経営者が全体の18%と低い水準にあり、生産の脆弱化が危惧される。

○ 年齢別果樹農業経営者数（平成12年）



資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

注) () 内の数値は、各年齢階層における後継者がいない果樹農業経営者の割合である。

④ 果樹農業への新規就農者数

- 新規就農者数について見ると、近年農業全体で増加傾向にある中、果樹についても増加傾向にあるが、1,000人に満たない水準で、主業農家12万戸の1%に満たない状況にある。

○ 新規就農者数の推移

(単位:人)

	H10	H11	H12	H13	H14
新規就農者数	64,200	65,400	77,100	79,500	79,800
うち果樹	637	612	803	849	938

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、生産局果樹花き課調べ

⑤ 果樹農家の面積規模別農家数

- 果樹販売農家のうち、主業農家の面積規模別農家数を見ると、0.5～1 haの農家が最も多く、65歳未満の農業専従者がいる果樹単一経営でも0.5～1 haの農家が最も多い。
- 一方、3 ha以上の主業農家数は約4千戸（面積シェア8%）、2.5 ha以上の主業農家数でも約7千戸（面積シェア12%）となっている。

（参考）

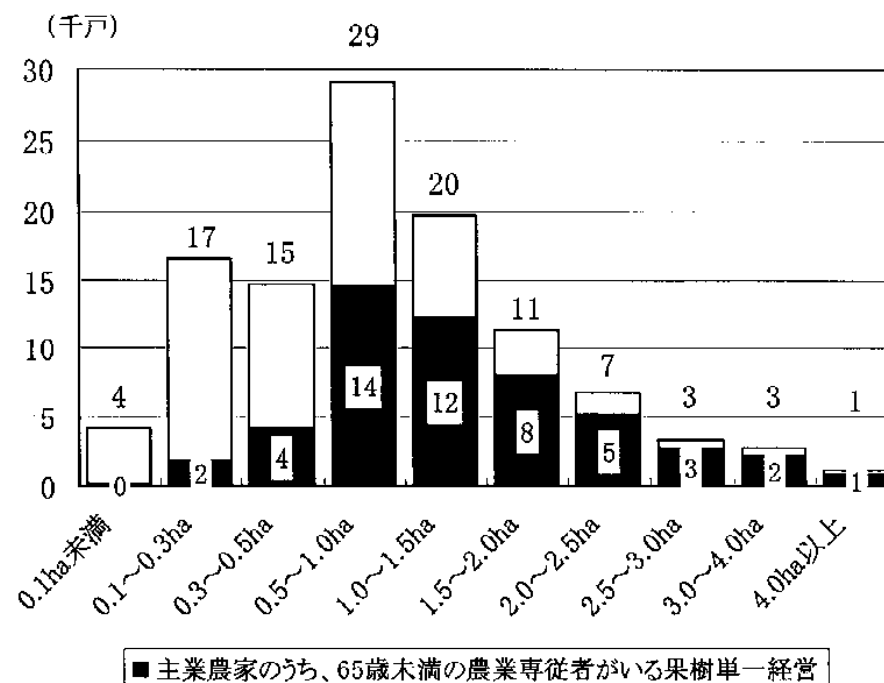
- 「農業構造の展望」（平成12年3月）においては、育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の数、生産シェア等について展望を示している。

【農業構造の展望（抜粋）】

	効率的かつ安定的な家族農業経営		
	平成22年		
	戸数	経営規模	経営耕地面積シェア
果樹	3万程度	3 ha程度	約7割（※）

（※）単一経営の販売農家の経営耕地面積に占める割合を示す。

- 果樹販売農家のうち、主業農家の面積規模別農家数（平成12年）



資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

⑥ 栽培面積の推移

- 果樹の栽培面積について見ると、おうとうや不知火等一部に増加している品目は見られるものの、
- ・ みかん、りんご、くり、かき、ぶどう、日本なし等は近年一貫して減少
 - ・ うめは平成6年まで増加していたがその後微減傾向
 - ・ ももは近年減少割合は小さくなったものの引き続き減少
- と総じて減少している。

○ 主要果樹の栽培面積の推移

(単位:千ha)

	S60	H2	H7	H12	H13	H14
果樹計	387	346	315	286	280	276
みかん(※)	113	81	71	62	60	58
りんご	54	54	51	47	46	45
くり	42	38	32	28	27	26
かき	30	30	28	26	26	26
ぶどう	28	26	24	22	21	21
うめ	17	19	19	19	19	19
日本なし	21	20	19	18	17	17
もも	15	14	12	12	12	11
いよかん(※)	12	12	11	9	9	8
おうとう	3	3	4	4	4	5
なつみかん(※)	13	8	6	4	4	4
すもも	4	4	4	4	3	3
はっさく(※)	10	6	4	3	3	3
キウイフルーツ	3	5	4	3	3	3
ぼんかん(※)	3	3	3	...	3	3
不知火(※)	...	...	1	...	2	3
びわ	3	3	3	2	2	2
西洋なし	0.7	1	2	2	2	2
ゆず(※)	2	2	2	...	2	2
清見(※)	0	1	1	...	1	1
ネーブルオレンジ(※)	5	4	2	1.5	1	1
いちじく	1	1	1	...	1	1
パインアップル	2	2	1	0.7	0.6	0.6
ぶんたん(※)	0.7	0.5	0.6	...	0.6	0.6

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」及び「特産果樹生産動態等調査」

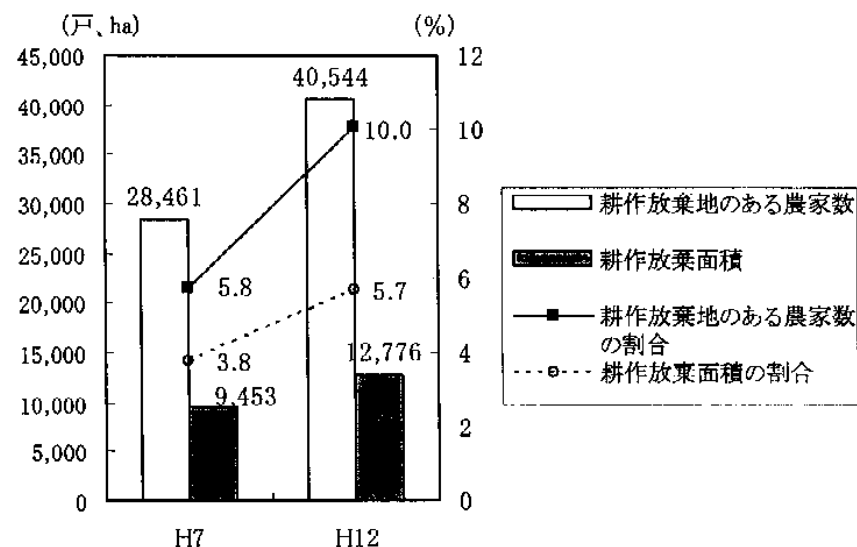
注1) 平成14年栽培面積の上位順に表示した。

注2) 「※」は、かんきつ類の果樹である。

⑦ 耕作放棄の現状

- 栽培面積の減少が続いている中、耕作放棄地のある果樹栽培農家も増加しており、平成12年には4万戸あまりの農家で樹園地の耕作放棄が発生している。
- また、耕作放棄された樹園地の面積について見ると、平成7年は全体の4%程度だったものが、平成12年には6%程度に増加している。
- これら耕作放棄地については、病虫害の防除などが徹底されておらず、健全な生産環境の観点から、例えば、担い手の規模拡大につなげ、その活用を図る等解消を図ることが必要である。

○ 樹園地の耕作放棄のある果樹栽培農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注）果樹栽培農家のうち、樹園地（果樹園以外の樹園地も含む）の耕作放棄のある農家及びその面積について示した。

⑧ 果樹産地の規模

○ 果樹農業においては、選果場を中心とした1つの産地を形成していることが多いが、みかん及びりんごの産地規模について、平成9年から14年にかけての選果場の取扱数量等の推移から推計すると、いずれも1産地当たりの生産量や面積が減少している。

○ 生食用果実の市場経由率は8割と高くなっているが、市場等の販売先での出荷シェアの確保のためには、産地としての一定の出荷量を確保していくことが必要であり、産地自らが、その生産規模の維持・拡大を図るための生産、販売面での産地戦略を構築する必要があるのではないかな。

○ 果樹産地の規模の推移

品目名		H9	H14
みかん	1選果場当たり 平均取扱数量 (t)	1,089	929
	1選果場当たり 生産量 (t)	1,845	1,208
	1選果場当たり 結果樹面積 (ha)	735	586
りんご	1選果場当たり 平均取扱数量 (t)	1,759	1,683
	1選果場当たり 生産量 (t)	3,140	2,477
	1選果場当たり 結果樹面積 (ha)	1,474	1,136

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」及び農林水産省生産局果樹花き課調べから推計

○ 市場経由率の推移

(単位：%)

年 度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
青 果	74	75	75	75	71	71	69
うち果実	63	62	62	62	57	58	54
生食用果実	95	90	88	86	83	82	80

資料：農林水産省総合食料局推計（13年度は速報値）

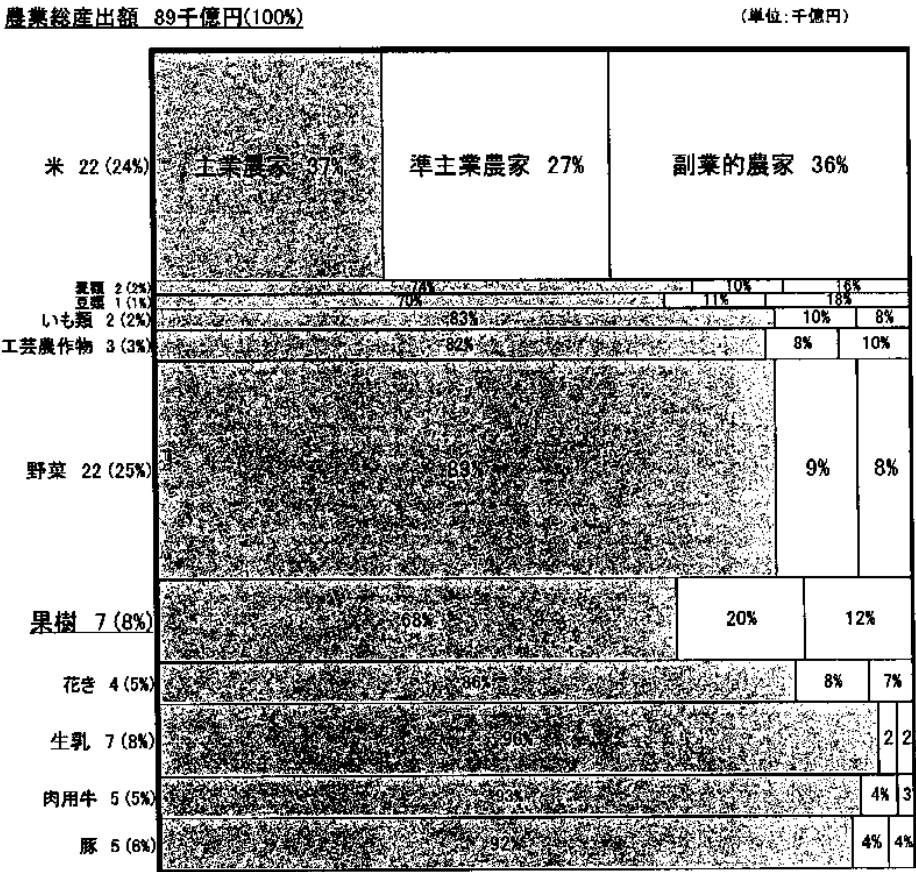
注：生食用果実は、果樹花き課で推計

(2) 果樹農家の経営の現状

① 産出額における果樹農家類型別シェア

- 品目別に農業産出額を見ると、果樹は、米、野菜に次ぎ生乳と同程度の産出額（約7000億円）であり、我が国の農業総産出額の約8％を占める重要な品目である。
- 一方、その産出額のうち主業農家の占める割合は、野菜、畜産、花き等に比べ低く、約7割となっている。

○ 作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア
(平成14年)



資料：農林水産省「平成14年農業総産出額（概算）」、「2000年世界農林業センサス」、
「農業経営動向統計」

注1：主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。

注2：産出額は概算額である。

② 果樹農家における果樹部門の位置付け

- 果樹農家における単一経営の割合を見ると、他の品目に比べ、単一経営の割合が高くなっており、特に主業農家においては、5割を超えている。

- さらに、果樹経営においては、果樹販売農家全33万6千戸のうち、販売品目が果樹だけの農家が12万戸と全体の1/3を超える水準にあるほか、果樹の販売金額が2位までの農家で8割以上を占めており、果樹農家経営における果樹生産の依存度が高くなっている。

○ 単一経営の割合（平成12年）

（単位：%）

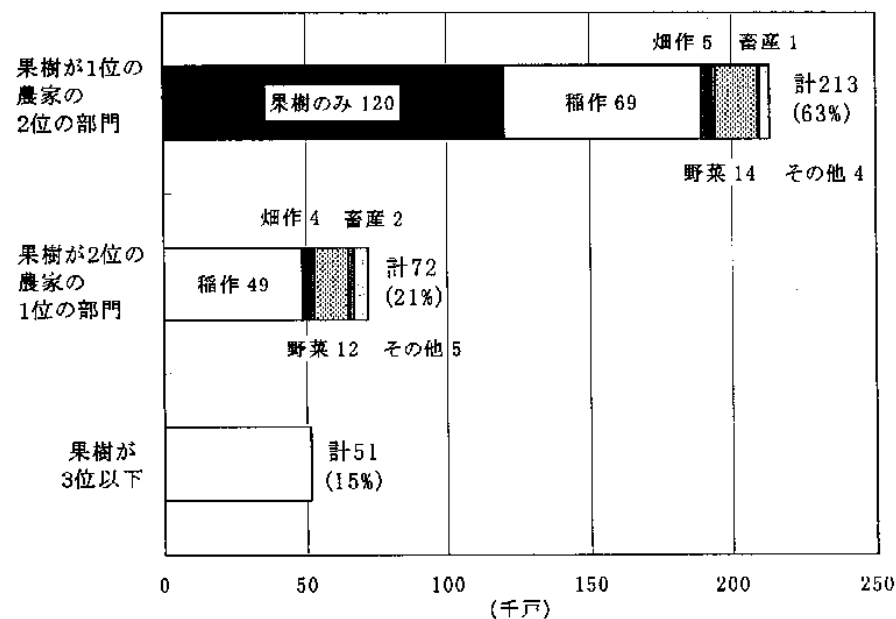
部門	水稲	露地野菜	施設野菜	果樹	花き・花木	酪農
部門計	67	19	32	48	43	73
うち主業農家	27	20	36	52	49	77

資料：農林水産省「2000年農林業センサス」（組み替え）

注1）「単一経営農家」とは、農産物販売収入1位の部門の販売金額が、総販売金額の80%以上を占める農家をいう。

2）「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上のある者がいる農家をいう。

○ 果樹販売農家の経営部門組合せ別農家数（平成12年）



資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

注1）「果樹との組合せ部門別農家数」とは、果樹販売農家における部門別販売金額について、果樹の順位と他の部門の順位を組み合わせて示したものである。

注2）「果樹販売農家」とは、果樹を販売目的で栽培した農家のことであり、果樹農家全体で33万6千戸（平成12年）である。

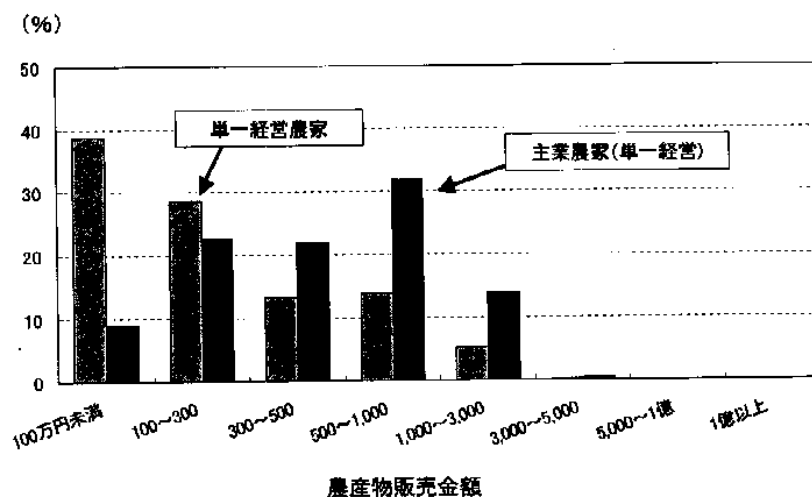
③ 農産物販売金額規模別農家数

○ 単一経営農家の農作物販売金額で見ると、果樹単一経営農家は露地野菜と同様の傾向にあり、稲作以外の品目と比べると販売金額が低い農家の割合が多い。

○ 特に、販売金額が500万円以上の農家数の割合は露地野菜に比べても低く、全体の約2割、3万戸程度の水準となっている。

○ 一方、単一経営のうち、主業農家についてみると、500万円以上の販売金額のある農家が、全体の約5割を占めており、約2万7千戸ある。

○ 単一主業農家における農産物販売金額規模別農家数の割合



資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

○ 農作物販売金額規模別の単一経営農家数及びその割合 (平成12年)

(単位 上段：千戸、下段：%)

	合計	100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円以上
稲作	1,168	866	240	37	19	6	0	0	0
	100	74	21	3	2	1	0	0	0
露地野菜	87	31	22	10	13	10	1	0	0
	100	36	25	12	15	11	1	0	0
施設野菜	51	3	8	7	16	16	1	0	0
	100	6	15	13	31	32	2	0	0
果樹	160	62	46	21	22	9	0	0	0
	100	39	29	13	14	5	0	0	0
花き花木	38	8	7	4	7	9	2	1	0
	100	21	19	11	18	24	4	2	0
酪農	24	0	1	1	3	12	6	2	0
	100	1	4	4	12	49	23	6	1

資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

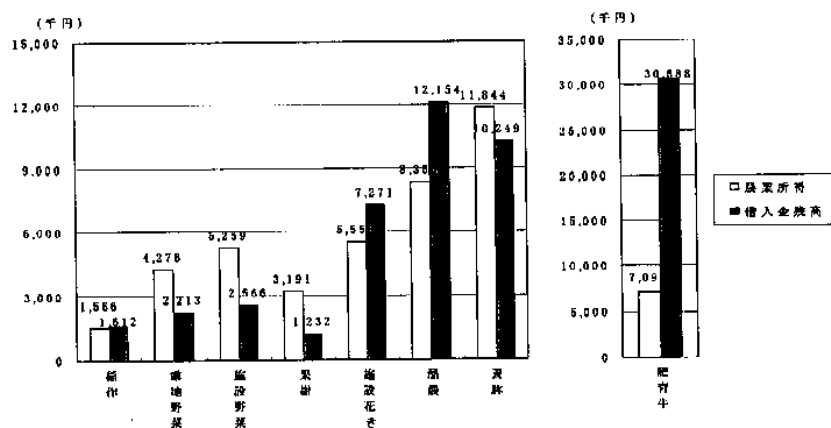
注)「0」は千戸以下。

④ 果樹農家の総所得

- 果樹単一主業農家の所得は、農産物販売で391万円、その他の収入を含めて648万円となっている。これは、稲作や露地野菜の農家と同程度で、その他の部門に比べると低い水準にある。

(参考)

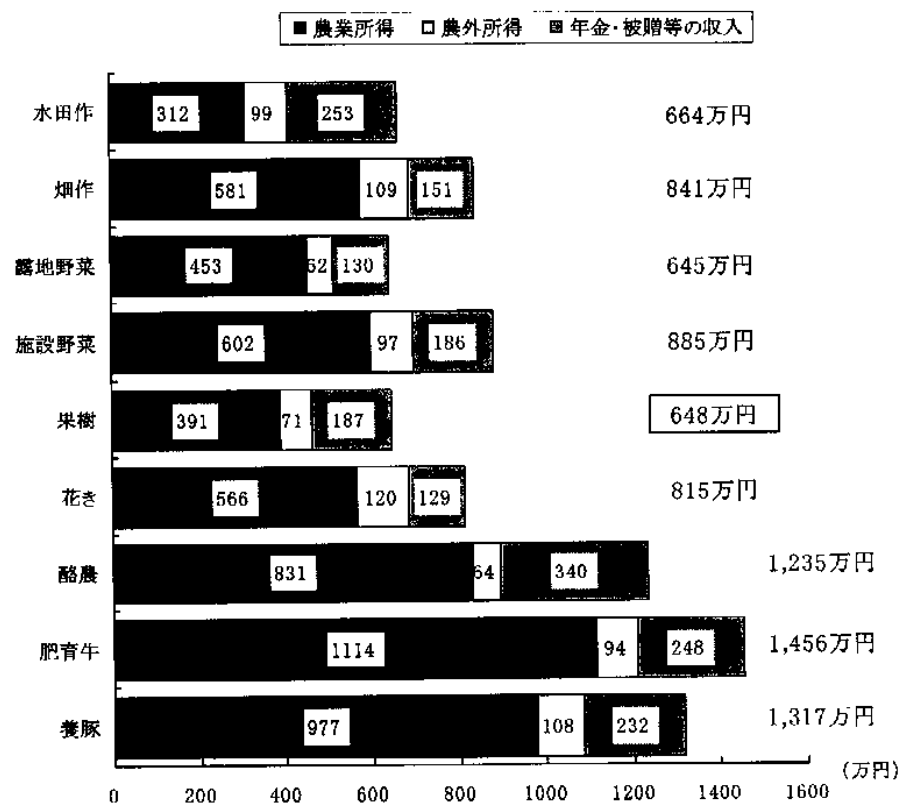
果樹単一経営農家の借入金残高は、低い水準にある。



資料：農林水産省「農業経営部門別統計（平成14年）」

- 注1)「稲作」は稲作1位経営のものである。
 注2)「施設花き」は、施設花きの販売金額が1位又は2位の農家のものである。
 注3)「稲作」及び「施設花き」以外は、当該品目の単一経営のものである。
 注4)「肥育牛」は、肉専用種を肥育する農家のものである。
 注5)「借入金残高」は、農業経営に係る借入金及び買掛未払金の年末の合計残高のことである。

○ 主業農家の農家総所得（平成14年）

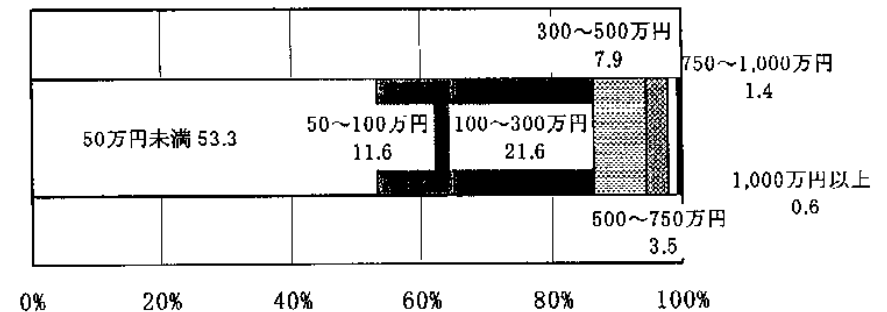


資料：農林水産省「農業経営動向統計（平成14年）」

- 注1)「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
 2) 水田作とは、稲作1位経営である。
 3) 畑作とは、麦類、豆類、いも類、工業農作物のいずれかが1位経営のものである。
 4) 露地野菜から養豚については、主業農家のうち単一経営のものである。

- 果樹農家全体で見ると、農業所得が500万円以上の割合は、5.5%であり、この割合を用いて、農業所得金額規模別の果樹農家数を試算すると、500万円以上の農業所得を得ている果樹農家数は、約1万9千戸となる。

- 農業所得金額規模別の果樹農家数の割合



資料：農林水産省「農業経営動向統計」（組み替え）

注1）本調査は、販売農家のうち果樹収入のある農家から抽出して行った標本調査であり、数値は平成11年から平成14年の平均である。

注2）農業所得は、果樹以外のものも含む。

- 農業所得金額規模別の果樹販売農家数（試算）

（単位：千戸）

合計	50万円未満	50～100万円	100～300万円	300～500万円	500～750万円	750～1,000万円	1,000万円以上
336	179	39	73	27	12	5	2

資料：本試算は、上表「農業所得金額規模別の果樹農家数の割合」に、果樹販売農家数（33万6千戸（平成12年（農林水産省「2000年農林業センサス」））を乗じて試算したものである。

2 産地の維持・強化に向けた取組の現状

(1) 園地の基盤整備

- 果樹栽培については、その多くが傾斜地にあり、特にみかんについては、15度以上の急傾斜地の割合が4割を超えている。
- 園地の要整備面積割合を見ると、平坦地での栽培が多いりんごでは比較的低いものの、急傾斜地や階段畑の割合が高いみかんでは高くなっている。
- 果樹生産の機械化・省力化を図り、生産性を高めるためには、傾斜修正等の果樹園改造や園内の作業道整備等の基盤整備を加速化させる必要がある。

○ 果樹園の傾斜度別面積割合（平成14年）

（単位：％）

	5度未満	5～15度	15度以上
果樹全体	52	27	21
みかん	22	34	44
りんご	70	24	6
なし	77	18	6
かき	54	28	17
もも	77	19	4
ぶどう	71	22	8

資料：農林水産省生産局果樹花き課調べ

注）なしは、西洋なしを含む。

○ 果樹園地の要整備面積割合（平成11年）

（単位：％）

	条件整備が必要な 園地の割合		
	園地改造	園内作業道	
果樹全体	52.5	32.3	20.2
みかん	81.7	50.1	31.6
りんご	26.8	17.7	9.1

資料：農林水産省生産局果樹花き課調べ

ー園地の基盤整備に関する産地の取組事例ー

○傾斜修正を伴う大規模基盤整備の事例（みかん）

- ・ S県S市のH土地改良区（農家戸数271戸）では、畑地帯総合整備事業（S63～H8）により、大規模な区画整理（傾斜度25度以上の小規模分散園地を5度以内の平坦園地に修正（72ha））、農道整備及び畑地かんがい施設整備を実施。県単独事業を活用してスピードスプレーヤー（以下SSとする）（6台）を導入。
- ・ 基盤整備に際しては、減歩によって非農用地を創出し、これをS市運動公園用地として売却することにより農家負担を軽減。
- ・ 整備期間中、地区内に大苗育苗ほを設け、整備が完了した園地から順に植栽を進めて未収益期間を短縮化。また、将来の流動化を視野に入れ、植え付け方法を統一。
- ・ この結果、防除作業が大幅に省力化（整備前30時間/10a、整備後5時間/10a、削減率85%）。また、防除以外の各種作業も大幅に効率化し、10a当たり労働時間は、整備前の234時間から整備後は167時間へと約3割削減。

○簡易な起伏修正とわい化栽培の導入事例（りんご）

- ・ A県M町のSりんご改植組合（農家戸数3戸）では、高齢化等に対応するため、農業生産総合対策事業により、農業機械の安全・効率走行のための園地の簡易な起伏修正とわい化りんごへの改植を併せて実施。
- ・ この結果りんごの低樹高化等により、作業が全般的に省力化。また、省力化した労力を着色管理作業に仕向け、高品質りんご生産を推進しているものの、10a当たり労働時間は、整備前の213時間から整備後は196時間へと約1割削減。

○園内道整備の事例（みかん）

- ・ E県U市U地区（農家戸数814戸）では、農家の高齢化と消費者嗜好の多様化等に対応するため、農業生産総合対策事業等を活用し、園内作業道の整備と優良品種への改植を一体的に推進（H10～13実施状況、受益農家49戸、園内道12.7km、改植面積33.2ha）。
- ・ 近畿中国四国農業研究センターが開発した「園内作業道設計支援システム」を活用し、効率的で危険の少ない園内道を設計、配置。結果、防除は引き続きスプリンクラーを利用しているものの、軽トラック等が園地内に進入可能となり、10a当たり労働時間は、362時間から283時間へと2割以上削減。
- ・ 受益農家のうち、A氏は53aの園地を購入して158aに、また、B氏は90aの園地を借り受けて292aに経営面積の拡大を図るなど、担い手に規模拡大の動き。

○園内道整備の事例（みかん）

- ・ N県O町のT地区果樹省力化研究組合（農家戸数30戸）では、昭和40年代から定置配管方式による共同防除が行われてきたが、高齢化等により一斉出役が困難化。
- ・ このため、SS利用による共同防除体系へ見直すこととし、農業生産総合対策事業により園内道を整備するとともに、県単独事業によりSS（3台）を導入。
- ・ この結果、SSのほか、軽トラックや運搬車が園地に進入可能となり、収穫物や資材の運搬作業も効率化。また、10a当たり労働時間は、242時間から164時間へと約3割削減。受益農家のうち、5戸がかんきつ又はびわの規模拡大（拡大面積計80a）。さらに当該地区のマルチ敷設面積割合は、29%から66%に増加するなど、高品質生産に向けた取組も進展。

(2) 園地流動化

① 果樹農家の面積規模の推移

○ 小規模農家の減少により1戸当たりの平均規模は増加傾向にあるものの、主業農家でも1haに満たない水準にある。

○ 面積規模別農家数の割合の増減（平成7年→12年）を見ると、小規模層の割合が減少している一方、特に、主業農家で65歳未満の農業専従者がいる果樹単一経営については、1.5ha以上の規模層の割合が増加している。

○ しかしながら、農家数の実数で見ると、2ha以上は若干増加しているものの総じて減少しており、大規模層の農家数が増加したとは言えない状況にある。

(右図の実数)

① 全果樹農家

	0.1ha未満	0.1～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0ha以上	合計
平成7年	99,046	153,269	86,303	90,311	34,439	15,558	15,571	494,497
割合(%) A	20.0	31.0	17.5	18.3	7.0	3.1	3.1	100.0
平成12年	67,172	124,683	73,537	78,089	30,299	14,189	15,658	403,627
割合(%) B	16.6	30.9	18.2	19.3	7.5	3.5	3.9	100.0
B-A	-3.4	-0.1	0.8	1.1	0.5	0.4	0.7	

② 主業農家で65歳未満の農業専従者がいる果樹単一経営

	0.1ha未満	0.1～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0ha以上	合計
平成7年	235	2,470	5,530	18,923	14,948	9,160	10,724	61,990
割合(%) A	0.4	4.0	8.9	30.5	24.1	14.8	17.3	100.0
平成12年	159	1,868	4,161	14,455	12,346	8,083	10,989	52,061
割合(%) B	0.3	3.6	8.0	27.8	23.7	15.5	21.1	100.0
B-A	-0.1	-0.4	-0.9	-2.8	-0.4	0.7	3.8	

○ 果樹栽培農家1戸当たりの平均果樹園面積の推移

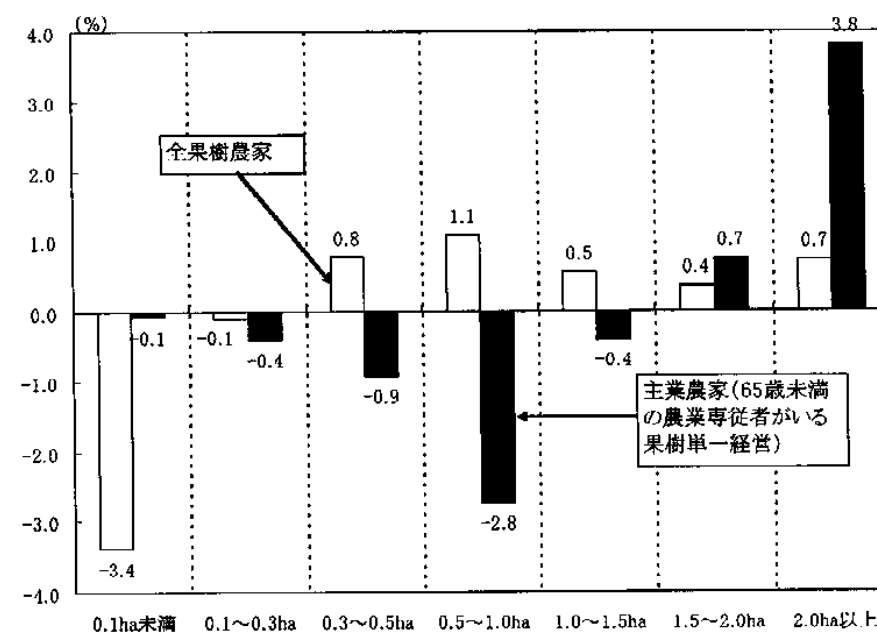
(単位:ha/戸)

	S60	H2	H7	H12
果樹栽培農家	0.44	0.46	0.46	0.50
主業農家	...	...	0.80	0.92
準主業農家	...	...	0.34	0.38
副業的農家	...	...	0.25	0.29

資料：農林水産省「農林業センサス」

注)「…」は調査を実施していない。

○ 面積規模別果樹農家数の割合の増減（平成7年→12年）



資料：農林水産省「農林業センサス」

② 園地の賃借・売買の現状

- 果樹においては、他の品目に比べ樹園地を借り入れている農家は少なく、特に借入面積については、水稻や露地野菜では借入耕地の割合が全面積の2割を超えている一方、果樹では5%強と少ない状況となっている。

- 果樹園に係る利用権設定・所有権移転面積を見ても、極めて低い水準で推移しており、規模縮小農家が多く発生している現状においても、園地の流動化は依然として進んでいない。

○ 借入耕地のある農家数と借入耕地面積（平成12年）

（単位：千戸、千ha）

部門	全農家数			全面積			1戸 当たり (ha)
	全農家数	借入耕地 農家数	割合	全面積	借入耕地 面積	割合	
水稻(田)	1,744	492	28.2%	1,469	346	23.6%	0.70
露地野菜(畑)	450	91	20.3%	395	85	21.6%	0.93
果樹(樹園地)	404	41	10.2%	210	12	5.8%	0.30

資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

注1）水稻部門の借入耕地農家数及び借入耕地面積は、田についての数値であり、同様に、露地野菜部門については畑（樹園地を除く）、果樹部門については樹園地の数値である。

注2）水稻とは、販売目的で水稻を作付けた販売農家のことである。

注3）露地野菜とは、販売目的で露地に野菜を作付けた販売農家のことである。

注4）果樹とは、果樹園のある販売農家である。

○ 果樹園に係る利用権設定・所有権移転面積の推移

（単位：千ha）

	H10	H11	H12	H13	H14
栽培面積	295.3 (100%)	290.7 (100%)	286.2 (100%)	280.4 (100%)	275.5 (100%)
利用権設定	3.5 (1.2%)	3.7 (1.3%)	4.1 (1.4%)	4.7 (1.7%)	3.7 (1.3%)
所有権移転	1.1 (0.4%)	1.1 (0.4%)	0.9 (0.3%)	1.1 (0.4%)	0.9 (0.3%)

資料：耕地及び作付面積統計、農林水産省生産局果樹花き課調べ

③ 園地流動化の阻害要因

○ 園地流動化が阻害される大きな要因として、

- ・ 労働力不足等から経営規模拡大を志向する農家が少ない
- ・ 後継者不足から受け手の農家がない
- ・ 急傾斜地、低生産力、低品質等の条件不利な園地が多い
- ・ 高齢農家の資産保有意識が強い

等が挙げられている。

○ 園地流動化の阻害要因

(3つまで複数回答)	全体	みかん	りんご	その他
回答数	213	68	38	107
労働力不足等から経営規模拡大を志向する農家が少ない	66%	54%	74%	70%
経営の継承者がいない農家が多く、受け手となる農家がない	59%	53%	71%	59%
その他委託や売買等の対象となる園地は急傾斜、低生産力、低品質等条件不利園が多い	48%	60%	37%	44%
高齢農家の資産保有意識が強く受委託や売買につながらない	25%	25%	24%	25%
生産性向上に必要な改植やほ場整備等の投資を行うことに不安があり借地する意欲が低い	24%	18%	32%	27%
樹園地の出し手と借り手の双方が納得しうる樹園地の評価が困難	21%	15%	21%	25%
樹園地所有者側の園地で基盤整備が進んでおらず、受け手がない	21%	38%	5%	15%

資料：「果樹生産構造に関する調査報告書」（平成12年3月）（財）中央果実基金
 果樹産地の市町村（平成8年生産農業所得統計の果実粗生産額が7億円以上の市町村全て）の果樹部門担当者を対象にしたアンケート結果（回収率69.9%）

—園地流動化に向けた産地の取組事例—

【園地の集積（Y県E市）（もも）】

- ・ 狭小で急傾斜のもも園地を基盤整備を契機として園地を集積し、4haのもも団地を形成。
- ・ 整備前は約200筆、地権者25名であったが、小規模、高齢農家から園地を買い取り（相場より高めに価格設定）遊休農地を解消し、整備後には生産者11名に集約。
- ・ 小規模兼業農家から合意を得られるよう、整備前に遊休農地を確保して計画的に大苗を育苗し、未収益期間を短縮。
- ・ 併せて、大型機械を導入するとともに園地の境界をなくして極力作業を共同化し、防除作業を中心に大幅な省力・低コスト化を実現。

【利用権設定への助成（K県T町）（みかん）】

- ・ 担い手農家に園地を集積するため、町単事業で農地の利用権設定時に、貸し手に6,000円/10a、借り手に12,000円/10aの助成金を交付。
- ・ 交付要件は、①借り手が認定農業者であること、②園地が10a以上であること、③契約期間が5年以上であること、④借り手・貸し手ともT町民であること（園地は町外でも良い）等。
- ・ 平成7年から実施しており、これまでの助成総面積は71haで、同町内のみかん栽培面積633haの1割強。
- ・ 農地の売買は、園地の資産保有意識が強いため、ほとんど見込まれないことから助成の対象外。

【流動化推進による園地の集積（E県Y市）（みかん）】

- ・ ①農地の保全管理、②農地の集約化（1園地50a以上、③中核農家への集積を図るため出荷組合に農地流動化を担当する組織を設置。
- ・ 産地内の各地区に園地の貸借情報の収集、斡旋を行う委員を細かく配置。
- ・ 賃料・地代を設定する際の基準とするため、園地を斜面の方位、標高、スプリンクラーの配置等によりきめ細かく区分。
- ・ 平成7年の取組開始後、毎年数ha規模で園地の貸借・売買が成立（同産地の規模は約270ha）。
- ・ 斡旋不調で耕作者不在となる場合は伐採を義務付け。

【リース園による集積・規模拡大（O県S市）（ハウスみかん）】

- ・ 担い手への園地集積及び規模拡大を図るため、リース方式によるハウスみかん団地を造成。
- ・ S市農業公社が園地を借り受け、S市が基盤整備、JAがハウスを建設。
- ・ 平成7年以降6団地を形成し、管内ハウスみかん農家約150戸のうち39戸が参入。
- ・ 参入者は、20年契約で毎年50万円をリース料として支払い（うち30万円はスーパーL資金を借り入れ20年分を一括前払い）。
- ・ 管内のハウスみかん農家の平均規模は30aだが、リース園参入者の平均は50aで、最も大きい農家は1ha。

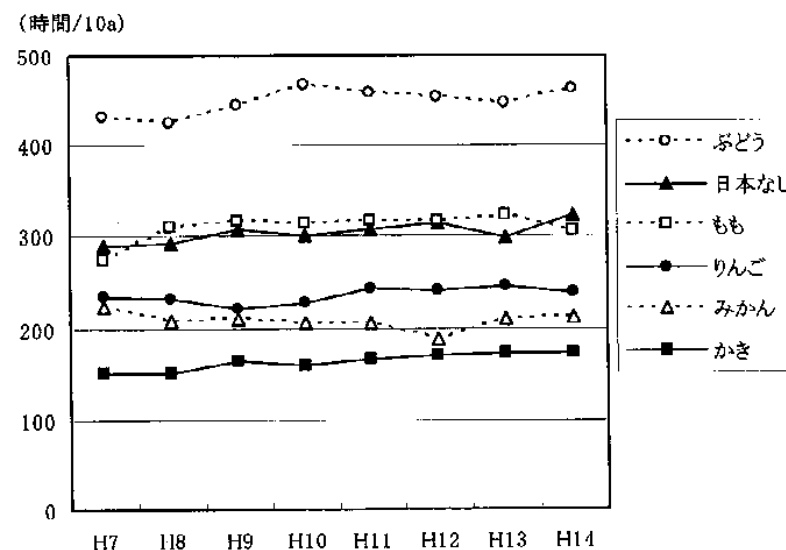
(3) 労働力の調整

① 果樹栽培の労働時間

- 果樹農業においては、
 - ・ 機械化が困難な作業が多いほか、高品質果実を生産するために高い技術を要する等労働集約的であること
 - ・ かんきつ産地を中心に傾斜地が多いことから、機械の導入が困難な場合が多く労働負担が重いことから、品目によって差はあるものの、果樹栽培には一定の労力が必要である。

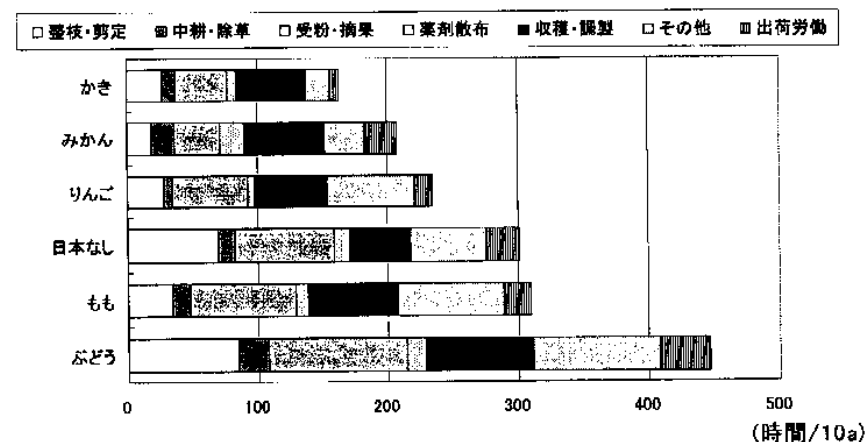
- また、摘果や収穫等は特定の時期に作業が集中するため、経営規模が一定水準を超えると、雇用労働力の確保が不可欠となる。

○ 主要果樹の労働時間（10a当たり）の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査（野菜・果樹品目別統計）」

○ 主要果樹の作業別労働時間（10a当たり）



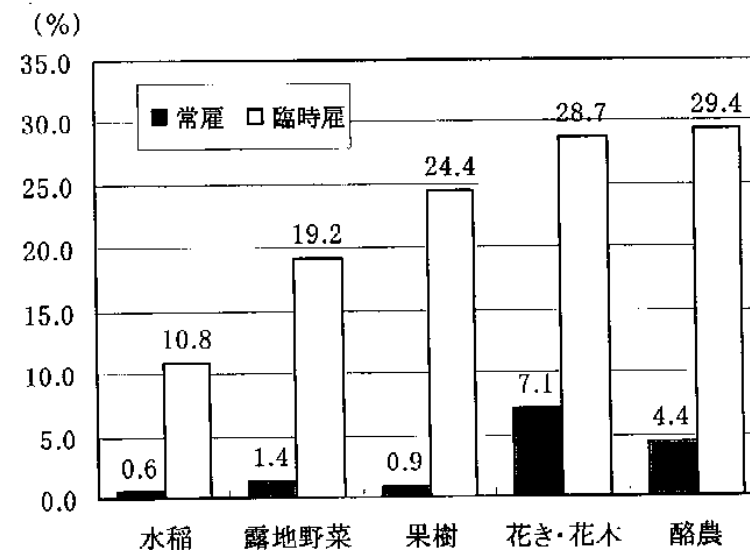
資料：農林水産省「農業経営統計調査（野菜・果樹品目別統計）」

注：平成7年～平成14年までの平均労働時間を示す。

② 果樹栽培における雇用労働の現状

- 品目ごとに雇用労働の雇い入れの状況を見ると、果樹では水稲や露地野菜に比べ臨時雇用の割合が高くなっているが、常雇については、作業時期が集中するほか、永年性作物の特性上収穫が年1回であることから、雇用労働が必要な時期が限られているため、低い水準となっている。

○ 雇用労働雇い入れ農家数の割合（平成12年）



資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

- 高齢化の進展を契機として、作業受託組織を組織し、労働力の調整を図っている取組も見られるが、組織数は依然として少ない状況である。

○ 主要果樹に係る作業受託組織の組織数（平成14年）

(単位:延べ組織数)

	基盤整備	整枝・せん定	摘果(花)	防除	袋掛け	収穫
かんきつ	48	21	12	23	1	14
りんご	2	49	25	373	11	12
なし	4	24	16	217	7	11
かき	5	42	11	36	0	9
もも	2	28	10	64	10	7
ぶどう	14	49	15	47	13	22

資料：農林水産省生産局果樹花き課調べ

－労働力の調整に向けた産地の取組事例－

【作業受託組織（Y県S市）（おうとう）】

- ・ 高齢、兼業農家や就農直後の後継者の生産を支援するため、せんだ作業の受託組織を設立。
- ・ 構成員は産地の中核となっている農家で、おうとうのせんだ作業を専門に請け負い。作業委託はJAを通じて受けるが、その他の業務は受託組織で処理。
- ・ 構成員全21名で、平成16年には12haを受託。
- ・ 就農直後の農家では、せんだ技術の向上、後継者への技術伝達の間となつてゐる。
- ・ 近年作業受託は増加傾向にあり、現在の構成員数ではこれ以上の受託には対応が困難な状況なため、今後いかに構成員の増加を図るかが課題。

【雇用労働力の確保（Y県M町）（ぶどう）】

- ・ 高齢化の進展により、ぶどう栽培で特定時期に作業が集中する「房づくり」、「摘粒」及び「袋かけ」への対応が困難となる高齢農家が増加。
- ・ これらの作業時期は他の農家も繁忙期のため、町内では労働力の確保が困難。
- ・ 平成15年より、JAが無料職業紹介所の許可を得て、農外からの労働力を安定的に確保する取組を開始。
- ・ M町周辺の市街地（車で10～15分程度）から、受入農家35戸に延べ400人が作業。
- ・ 労働期間が極めて短いこと（各作業1週間～10日）、求職者間に技術格差があることが今後の課題。

【作業受託組合（N県M村）（りんご）】

- ・ 定年退職後M村に定住した者が中心となつて高齢化が進む農家の作業を手助けする作業受託組合を設立。
- ・ システムは、
 - ① 作業を依頼する農家が組合と作業委託契約を締結
 - ② 組合が組合員に作業を指示
 - ③ 組合が組合員に配分金（750円/時間）を支払い
- ・ 村内に共同防除組織やせんだ班があるため、同組合では摘果、葉摘み、収穫等の手作業を実施。
- ・ 平成15年現在の組合員は100人強、M村のりんご栽培面積約200haのうち、約30haを受託。
- ・ 年間収入は多くても100万円程度であり、年金等の副収入のある人が中心。

【作業受託組織（S県M町）（みかん）】

- ・ 高齢化や遊休農地の増加が懸念される中、高齢者や兼業農家の作業を請け負い、産地の維持を図るとともに、将来の借地への先鞭をつけ、規模拡大を進めるため、作業受託組織を設立。
- ・ 構成員は地区内認定農業者の有志9名で、比較的大規模のかんきつ専業農家。
- ・ 受託する作業はスピードスプレーヤー（SS）による防除、改植・整地及び植栽。
- ・ SS等の作業機械は補助事業により追加整備。
- ・ 現時点では作業受託を契機とした園地の貸借は実現していないが、防除作業を中心に受託実績は増加傾向。